

# 一般社団法人静岡県水泳連盟 専門委員会規定

## 第1章 目的

(専門委員会設置目的)

第1条 本連盟は、本連盟定款第3条の目的を達するため、本連盟定款第31条の各専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。本規定は、本連盟の委員会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2章 内容

(総務委員会)

第2条 総務委員会は、次の業務を行う。

- 1 事業計画に関すること。
- 2 企画運営に関すること。
- 3 規約規定に関すること。
- 4 会計処理に関すること。
- 5 予算決算に関すること。
- 6 基本調査並びに研究に関すること。
- 7 表彰に関すること。
- 8 要覧の作成・総轄に関すること。
- 9 資格審査に関すること。
- 10 役員、職員および登録者等の倫理に関すること。
- 11 その他、各委員会に属さない事項に関すること。

(広報委員会)

第3条 広報委員会は、次の業務を行う。

- 1 広報誌による水泳の広報に関すること。
- 2 ホームページによる水泳の広報に関すること。
- 3 広報資料の収集に関すること。
- 4 その他、広報に関すること。

(施設委員会)

第4条 施設委員会は、次の業務を行う。

- 1 プールの公認に関すること。
- 2 プールの用具、器具に関すること。
- 3 その他、プールの施設に関すること。

(財務委員会)

第5条 財務委員会は、次の業務を行う。

- 1 財務上の事務に関すること。
- 2 財務上の円滑化に関すること。

- 3 その他、財務に関すること。

(情報システム委員会)

第6条 情報システム委員会は、次の業務を行う。

- 1 選手登録、管理のための情報処理に関すること。
- 2 十傑表の作成、記録整理のための情報処理に関すること。
- 3 その他、情報処理に関すること。

(競技委員会)

第7条 競技委員会は、次の業務を行う。

- 1 競技会要項の作成に関すること。
- 2 プログラムの編成に関すること。
- 3 競技役員の掌握並びに養成に関すること。
- 4 記録の公認並びに規定に関すること。
- 5 障がい者水泳に関すること。
- 6 その他、競技に関すること。

(競泳委員会)

第8条 競泳委員会は、次の業務を行う。

- 1 競泳の競技力向上のための事業並びに計画に関すること。
- 2 国体選手選考基準の作成に関すること。
- 3 国体選手選考の原案作成に関すること。
- 4 その他、競泳の競技力向上に関すること。

(飛込委員会)

第9条 飛込委員会は、次の業務を行う。

- 1 飛込の競技力向上・普及のための事業並びに計画に関すること。
- 2 国体選手選考基準の作成に関すること。
- 3 国体選手選考の原案作成に関すること。
- 4 その他、飛込に関すること。

(アーティスティックスイミング委員会)

第10条 アーティスティックスイミング(以下ASという)委員会は、次の業務を行う。

- 1 ASの競技力向上・普及のための事業並びに計画に関すること。
- 2 国体選手選考基準の作成に関すること。
- 3 国体選手選考の原案作成に関すること。
- 4 その他、ASに関すること。

(水球委員会)

第11条 水球委員会は、次の業務を行う。

- 1 水球の競技力向上・普及のための事業並びに計画に関する事。
- 2 国体選手選考基準の作成に関する事。
- 3 国体選手選考の原案作成に関する事。
- 4 その他、水球に関する事。

(医科学委員会)

第12条 医科学委員会は、次の業務を行う。

- 1 指導者の資質向上を図るための事業並びに計画に関する事。
- 2 選手の競技力向上を図るための医科学に関する事。
- 3 選手のドーピングコントロールに関する事。
- 4 その他、医科学に関する事。

(普及委員会)

第13条 普及委員会は、次の業務を行う。

- 1 基礎水泳指導員の養成・研修に関する事。
- 2 地域スポーツ指導員の指導組織の確立並びに指導・研修に関する事。
- 3 競技力向上コーチの指導組織の確立に関する事。
- 4 普及における調査・研究に関する事。
- 5 その他、普及に関する事。

(生涯スポーツ委員会)

第14条 生涯スポーツ委員会は、次の業務を行う。

- 1 ねりんピック、スポーツマスターズに関する事。
- 2 日本泳法の事業並びに計画に関する事。
- 3 泳力検定の実施並びに計画に関する事。
- 4 その他、生涯スポーツに関する事。

(SC委員会)

第15条 SC委員会は、次の業務を行う。

- 1 SCの事業並びに計画に関する事。
- 2 静岡県スイミングクラブ協会との連絡・調整に関する事。
- 3 その他、SCに関する事。

(高体連委員会)

第16条 高体連委員会は、次の業務を行う。

- 1 高体連主催の各競技会の計画並びに運営に関する事。
- 2 東海・全国高校総体に関する事。

- 3 静岡県高等学校体育連盟との連絡・調整に関すること。
- 4 その他、高体連に関すること。

(中体連委員会)

第17条 中体連委員会は、次の業務を行う。

- 1 中体連主催の各競技会の計画並びに運営に関すること。
- 2 東海・全国中学総体に関すること。
- 3 静岡県中学校体育連盟との連絡・調整に関すること。
- 4 その他、中体連に関すること。

(障がい者委員会)

第18条 障がい者委員会は、次の業務を行う。

- 1 障がい者水泳の競技力向上・普及のための事業並びに計画に関すること。
- 2 障がい者水泳の競技会運営に関すること。
- 3 その他、障がい者水泳に関すること。

(オープンウォータースイミング委員会)

第19条 オープンウォータースイミング(以下OWSという)委員会は次の業務を行う。

- 1 OWSの競技力向上・普及のための事業並びに計画に関すること。
- 2 国体選手選考基準の作成に関すること。
- 3 国体選手選考の原案作成に関すること。
- 4 その他、OWSに関すること。

(倫理委員会)

第20条 倫理委員会は次の業務を行う。

- 1 倫理に関するガイドライン、倫理規定の啓発活動
- 2 不祥事発生後の処理

### 第3章 委員

(委員)

第21条 各委員会には、会員の中から委員を選任し、各委員会の委員は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(委員長 副委員長)

第22条 各委員会は、委員長1名、副委員長若干名を選出する。

(任期)

第23条 委員長、副委員長、委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

(職務)

第24条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、

委員長に事故があるときは職務を代行する。

## 第4章 会議

(会議)

第25条 会議は、委員長の要請により会長が招集する。

(議決)

第26条 委員会の議決事項については、理事会に諮るものとする。

(参加)

第27条 本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会計

(会計)

第28条 委員会の必要経費は、本連盟会計より支出する。

## 附則

- 1 理事会は、その決議により、この規定を変更することができる。
- 2 この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 3 この規定は、平成27年 3月22日から施行する。
- 4 この規定は、平成30年11月 5日から施行する。